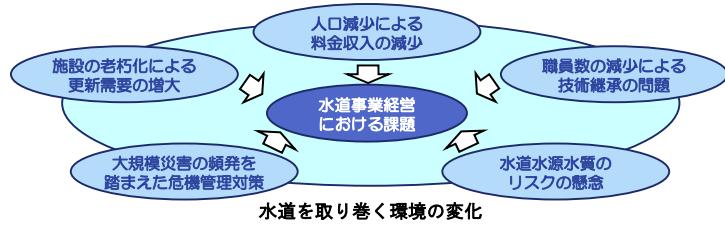


# 群馬県水道ビジョン(原案)《概要版》

## 第1章 策定の趣旨

### 【趣旨】

水道は生活に欠くことのできない重要なライフラインですが、近年、水道を取り巻く環境の変化により、さまざまな課題が浮き彫りとなってきており、水道の持続性を高める取組を進めていくことが喫緊の課題となっています。



水道を取り巻く環境の変化

このような状況を踏まえ、本県における水道事業の諸課題を明らかにした上で、これまで築き上げられてきた本県の安全、安心な水道を将来にわたって維持し、持続的に水道水の供給体制を確保するため、今後、県内水道が目指すべき方向性やそのための実現方策を明確にすることを目的とした「群馬県水道ビジョン」を策定しました。

### 【計画期間】

令和2年度から令和11年度までの10年間とします。

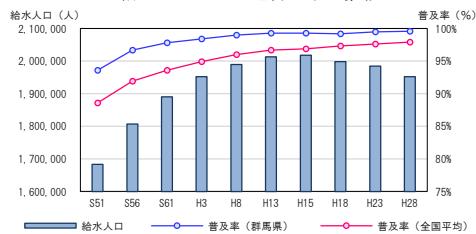
## 第2章 一般概況

- 面積：約6,362km<sup>2</sup>（全国で21番目、関東地方では栃木県につぐ2番目）
- 人口：1,97万3,115人（平成27年10月1日現在）
- 県内総生産：8兆6669億円（平成27年度の名目値）
- 年間降水量：1,393mm（過去30年間の平均降水量）
- 一級河川の総延長：約2,937km（平成31年4月1日現在）

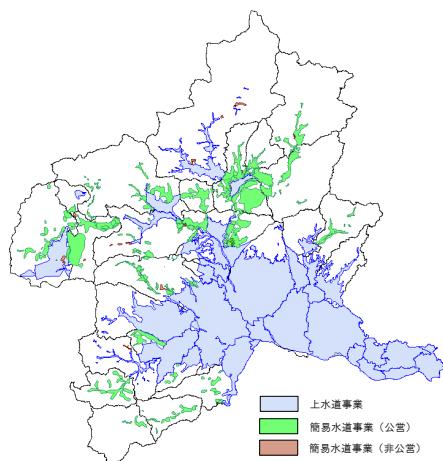
## 第3章 水道の現況

- 事業数：水道用水供給事業4、上水道事業21、簡易水道事業151
- 給水人口：1,952千人（平成15年度をピークに減少傾向で推移）
- 水道普及率：99.6%（全国平均は97.9%）
- 水源の状況：①表流水57.0%、②地下水36.3%、③湧水6.8%
- 職員数：569人（うち上水道事業では20年間で約47%減）
- 水道料金：上水道事業2,533円、簡易水道事業1,770円（1ヶ月で20m<sup>3</sup>使用した場合の水道料金の平均値）

給水人口及び水道普及率の推移



給水区域図



水道事業等の数の推移



## 第4章 圏域区分の設定

### 【圏域区分の設定について】

水道は地勢等の自然的条件や社会情勢の変化等により、水源、水道施設の設置状況、水道事業の運営状況、および財政基盤等が地域によってそれぞれ異なるため、取るべき施策も各地域の特徴に合わせて検討していく必要があります。

このため、水道事業の現状や将来にわたる課題について、広域的観点から地域毎に整理し、将来に向けた目標の設定やその実現方策を検討するため、広域的な地域である「圏域」を設定し、圏域毎に現状分析や今後の取組を検討することとします。

### 【圏域区分の設定の考え方】

群馬県水道ビジョンにおける目標設定については、50年先を視野に入れつつ、当面の目標として10年間の具体的な設定とすることとしており、その期間内で取り組む方策を検討する場合、将来的な事業統合や施設の統廃合といった広域化に向けてその足掛かりとなる取組を進めていくことが有効であり、まずは近隣事業者との協力関係を持つための取組から開始し、また既に協力体制の整っている地域については、それを強化する方向性で取組を進めることが、効率的かつ効果的であると考えられます。このことから、本ビジョンでは、既存の連携体制を踏まえた圏域区分の設定が最も望ましいと考えます。

これにより、本県における圏域の設定は、既存の連携体制等を重視しながら各地域の地形特性や水源の分布状況、地域性等を踏まえて5つの圏域（県央、西部、吾妻、利根沼田、東部）に区分しました。



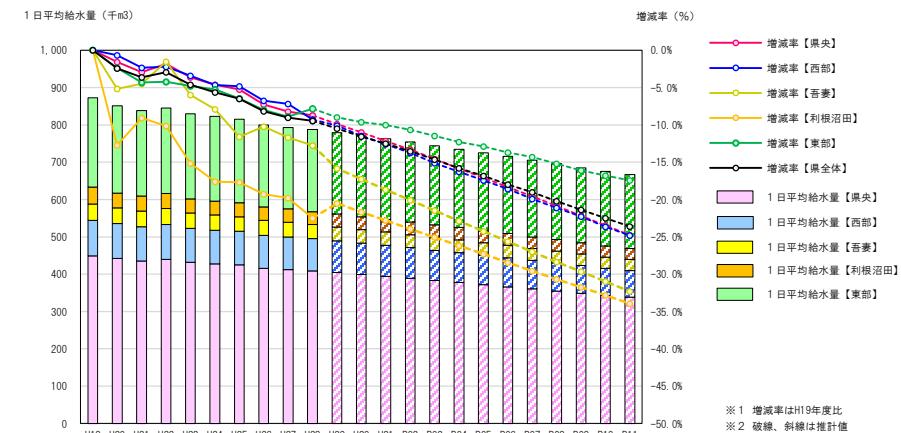
## 第5章 給水量の実績と水需給の見通し

本県における近年の給水量の推移は、人口減少や節水機器の普及等に伴い減少傾向を示しており、平成28年度までの10年間で約9%減少しています。人口については今後も減少傾向が継続すると予測されており、それに伴って水道水の需要量も減少することが見込まれています。令和11年度の1日平均給水量の推計値は666km<sup>3</sup>/日となり、平成28年度と比較して約16%減少する見込みとなっています。

群馬県の人口の推移(推計値)



圏域別給水量の推移と将来予測



## 第6章 将来目標の設定

### 【水道の理想像について】

国の新水道ビジョンでは、「安全」、「強靱」、「持続」の3つの観点から、50年後、100年後の水道の理想像を具体的に示し、これを関係者間で共有することとしており、本県においても新水道ビジョンで掲げる水道の理想像を踏襲し、群馬県における水道の理想像として設定します。

### 【基本理念】

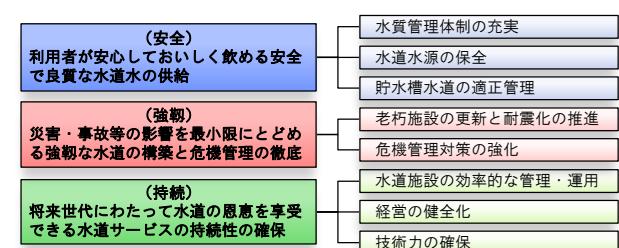
水道の理想像を踏まえ、将来にわたって安全で良質な水道水を安定的に供給していくためには、水道事業者をはじめとする水道関係者がそれぞれの役割を果たしつつ、一丸となって対応する必要があります。このことから、本ビジョンでは水道関係者が今後目指すべき方向性を表す基本理念を定め、共有していくこととします。

〈基本理念〉 『～安全・安心な水をいつまでも～ 未来へつなぐ群馬の水道』

### 【基本方針及び基本目標の設定】

基本理念の実現に向けた取組の方針として、（安全）、（強靱）、（持続）の3つの基本方針を設定します。そして、この3つの基本方針に基づき、今後10年間における取組の基本目標をそれぞれ設定します。基本目標は、3つの基本方針の実現に向けて取り組むことが必要と思われる項目をまとめたものであり、基本目標ごとに今後の具体的対応策を設定します。

基本方針



## 第7章 取組の方向性

### 【対応策の設定】

基本目標に向けた今後の具体的対応策の設定にあたっては、基本目標ごとに関連する指標等から現状分析と評価を行い、その結果から全県的にもしくは圏域ごとの傾向と課題を抽出して、それらを改善・強化する観点から今後取り組んでいくことが望ましい具体的内容を設定いたします。

### 【事業者・圏域・県による対応策】

抽出した傾向と課題への対応については、各事業者によって課題の程度や対応状況に差があることから、まずは各事業者において自らの事業を取り巻く環境を総合的に分析した上で、改善や取組みの強化が求められる項目を抽出し、対応策を検討・実施することが重要と考えます。しかしながら、事業者によっては人員やノウハウ等が不足し、単独での対応が困難な事業者もいるため、圏域として複数事業者間で連携して対応するものや、県としての支援策をまとめるなど、基本目標に向けて事業者・圏域・県の3つの立場から対応策を検討し、それぞれの立場から取組みを推進することとします。

### 基本方針の実現に向けて設定した各事業者・各圏域・県による対応策

基本方針	基本目標	対応者	対応策	
<b>（安全）</b> <b>利用者が安心しておいしく飲める</b> <b>安全で良質な水道水の供給</b>	<b>水質管理体制の充実</b>	事業者	水質検査の委託における信頼性の高い登録検査機関の選定	
			水質検査技術の維持・向上に向けた外部精度管理事業への積極的参加	
			水安全計画の策定による水道システムの全過程に存在するリスク評価と管理の実施	
		圏域	クリプトスポリジウム等対策施設の早期設置や原水の水質監視の徹底	
			鉛製給水管の把握と解消に向けた取組の実施	
			水安全計画の策定に係るノウハウ等の共有及び策定の推進	
		県	群馬県水道水質管理計画に基づく水質管理技術の維持・向上に向けた取組の実施	
			水安全計画の策定支援	
			クリプトスポリジウム症等の予防対策及び緊急対応のマニュアルの作成	
	<b>水道水源の保全</b>	事業者	各事業の水源特性を踏まえた水源地域保全条例の制定の検討	
		圏域	土地取引に関する情報の共有や制度の立案・運用面における事業者間の連携・調整	
		県	全県的な水質監視の実施	
	<b>貯水槽水道の適正管理</b>	事業者	衛生行政部局との連携、情報共有による未受検施設の把握の推進	
		圏域	貯水槽水道の設置者に対する指導、助言及び勧告など、積極的な関与の実施	
		県	事業者間及び衛生行政部局との連携による衛生確保に向けた取組の推進	
	<b>（強靱）</b> <b>災害・事故等の影響を最小限にとどめる</b> <b>強靱な水道の構築と危機管理の徹底</b>	<b>老朽施設の更新と耐震化の推進</b>	事業者	施設の重要度や優先度を考慮した計画的な耐震化の実施
				検討項目を限定した耐震化計画の策定の検討
				水道利用者等に対する耐震化の理解促進に向けた取組の実施
圏域			近隣事業者との連携による耐震化計画の策定の推進	
			耐震化計画の策定に係る事例及びノウハウ等の共有（県央圏域）	
			国庫補助制度の活用に関する情報提供及び助言の実施	
<b>危機管理対策の強化</b>		事業者	計画的な耐震化の実施に向けた支援・指導の実施	
			想定される災害被害を考慮した対策施設の整備やバックアップ体制の構築・強化	
			危機管理に関する各種計画・マニュアルの整備及び見直し	
		圏域	利用者に対する防災意識の啓発活動の実施	
			近隣事業者との共同による危機管理に関するマニュアル等の策定	
			近隣事業者との緊急時連絡管の整備推進によるバックアップ体制の構築・強化（県央圏域、西部圏域）	
県		国庫補助制度の活用に関する情報提供及び助言の実施		
		危機管理に関するマニュアル等の策定に関する支援		
		群馬県水道災害相互応援協定に基づく応援物資等の調査及び訓練の実施		
<b>（持続）</b> <b>将来世代にわたって水道の恩恵を享受できる</b> <b>水道サービスの持続性の確保</b>		<b>水道施設の効率的な管理・運用</b>	事業者	効率のかつ具体的な更新計画に基づいた施設更新の実施
				適切な規模へのダウンサイジングや統廃合による効率的な施設配置への再構築の検討
				漏水防止対策の実施
	圏域		IoTによる先端技術を活用した業務の効率化の検討	
			行政区域を超えた水道ネットワークの再構築の検討	
			漏水調査及び管路診断の共同実施	
	<b>経営の健全化</b>	県	アセットマネジメントの実施に向けた支援の実施	
			行政区域の枠を超えた施設の統廃合の検討	
			IoT等の先端技術の活用に関する情報提供及び助言の実施	
		事業者	スマートメーターの導入に向けた検討の実施	
			長期的見通しに基づく適切な料金設定の実施	
			広域連携検討会において今後取り組む項目として設定した各連携の実現可能性の検討	
	<b>技術力の確保</b>	圏域	事業者間の連携に向けた調整役・推進役としての関与	
			給水装置工事関連業務の標準化・共通化の検討	
			技術職員の確保・育成と技術継承に向けた取組の実施	
		県	組織能力の維持・向上を踏まえた業務実施体制の再構築の検討	
			近隣事業者との共同による人材育成に向けた取組の検討	
			広域連携検討会において今後取り組む項目として設定した水質管理に関する技術力強化に向けた取組の検討	
<b>水道サービスの持続性の確保</b>	県	水道技術の確保や技術者の育成に向けた取組の実施		
		事業者間による協力体制の構築や水道事業運営に関する各種情報の提供		

## 第8章 策定後のフォローアップ及び広域化の推進について

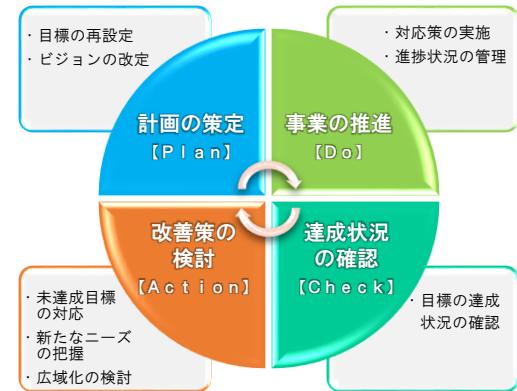
### 【フォローアップ】

本ビジョンのフォローアップに当たっては、PDCAサイクルを考慮しながら行うこととします。

県は、基本目標の実現に向けて設定した各対応策について、事業者及び圏域における取組の進捗状況の把握に努めるとともに、必要な協議・調整等を行いながら本ビジョンの推進を図ります。

また、社会情勢の変化、関連制度の改正及び広域連携の進捗・広域化の検討状況を踏まえつつ、必要に応じて適切な時期に本ビジョンの見直しを行います。

PDCAサイクル図



### 【水道法における広域化とこれまでの取組み】

近年の水道が直面する課題に対し、水道の基盤の強化を図ることを目的として「水道法の一部を改正する法律（平成30年法律第92号）」が令和元年10月1日に施行され、改正後の水道法では、国、都道府県、市町村、水道事業者等に対し、水道の基盤の強化に関する責務を規定しており、このうち都道府県に対しては市町村の区域を超えた広域的な連携等の推進役としての責務を規定しています。

県では、これまでに本ビジョンを策定するにあたり、従来から連携等を行っていた地域を軸に県内を5つの圏域に分けて設定を行い、広域化の足掛かりとなる連携策を圏域毎に設定していますが、これを手始めとして、段階的に広域化を進化させていくこととしています。

### 【本県における将来の広域化の方針】

群馬県の水道事業においては、事業統合や施設の統廃合を伴う広域化を基本的な目標としつつ、地域の実情に応じた多種多様な広域化形態の中から最適な形態の検討を行い、実行に移すこととします。そのために、県ではまず令和4年度末までに広域化の推進方針やこれに基づく当面の具体的取組の内容及びスケジュール等について定める「水道広域化推進プラン」の策定を進め、広域化の具体的な推進方針の決定を目指します。また、策定後は水道広域化推進プランを基に、水道事業の広域化をはじめとする各種取組の具体的な実施計画である「水道基盤強化計画」の策定を検討するなど、将来の水道の広域化や基盤強化に向けたさまざまな支援を積極的に行っていきます。

本ビジョン策定後の広域化推進に向けた取組みの流れ

